

**2023年度 大阪大学大学院法学研究科
博士後期課程 学生募集要項
(一般選抜)
(社会人・留学生・高度専門職特別選抜)**

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、入試日程や試験内容に変更が生じる可能性があります。
その場合は、本研究科 HP に事前に掲載しますので、必ず確認をしてください。

1. 募集人員

博士後期課程	専攻名	募集人員
	法学・政治学専攻	12人（各特別選抜の若干名を含む）

2. アドミッション・ポリシー及び本研究科博士後期課程の概要

・アドミッション・ポリシー

【求める人材像】

大阪大学のアドミッション・ポリシーのもと、「現代科学技術の社会的基盤を成す法政に関わる賢慮（prudence）の追求」という法学研究科の基本理念を踏まえ、求める人材は次のような関心を持つ人たちです。

- ・現代法や公共政策に対する長期的・構造的な視点から、現代社会が直面する問題に関するより良い改革の構想を自ら考えようとする人。
- ・法や政治が生み出しうる社会のルールや秩序の意義を、自ら考えようとする人。
- ・情報技術の発展を中心とする新しいテクノロジーと社会の相互作用について、自ら考えようとする人。
- ・地域から世界に幾層にも広がる、さまざまな「公」と「私」のインターフェイスで生じるガバナンスの問題を自ら考え、それぞれの持ち場で生かそうとする人。
- ・大学等の研究機関で、法学・政治学の研究教育活動に携わりたいと考えている人。
- ・法学・政治学に関する高度な知見に基づく実践的活動に従事したいと考えている人。

【入学者選抜の基本方針】

高度な研究能力をもつ研究者や高度専門職業人として活躍できる資質のある人を受け入れるため、一般選抜と3つの特別選抜による入学試験を行います。

【具体的選抜方法と、資質・能力との関係】

入学試験は学力検査により行います。学力検査は、一般選抜と3つの特別選抜に大別しています。（一般選抜）

「論文試験」修士論文等を作成した人を対象として、論文内容の評価、筆記試験（外国語）及び口述試験を行い、法学・政治学の分野における高度な研究者としての資質を測ります。

「学科試験」法科大学院など専門職大学院出身者等を対象として、筆記試験（専門科目及び外国語）と口述試験を行い、法学・政治学の分野における高度な研究者としての資質を測ります。

いずれの試験も、学力試験の結果と提出書類を総合して評価します。

（特別選抜）

社会人特別選抜では、一定以上の実務経験を有している人を対象として、専門的な能力を測るため、修士論文等に基づいた口述試験を行います。

留学生特別選抜では、専門的能力と一定以上の高度な日本語能力を測るため、修士論文や語学力を示す書類等に基づいた口述試験を行います。

高度専門職特別選抜では、事前の資格審査を行い、一定以上の高度専門職での実務経験などを有していると認めた人を対象として、専門的な能力を測るため、論文等に基づいた口述試験を行います。

いずれの試験も、口述試験の結果と提出書類を総合して評価します。

・大阪大学法学研究科博士後期課程について

本法学研究科の課程は博士課程とし、これを前期課程（修士課程）と後期課程に区分し、前期課程の標準修業年限は2年、後期課程の標準修業年限は3年とします。本要項は後期課程の学生募集に関するものです。

【目的・内容】 法学・政治学の分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とします。（大阪大学大学院学則第5条参照）

3. 出願資格

（イ） 一般選抜

次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び2023年3月31日までに取得する見込みの者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2023年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2023年3月31日までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び2023年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び2023年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、文部科学大臣の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者及び2023年3月31日までに合格する見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) その他本研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2023年3月31日までに24歳に達するもの

（ロ） 社会人特別選抜

上記（イ）の(1)～(8)いずれかの出願資格を有し、かつ、次の(a)、(b)又は(c)のいずれかに該当する者は、社会人特別選抜に出願することができます。

- (a) 入学時点で、官公庁・会社・法律事務所等に2年以上在職しており（休職を含む）、かつ、在職のまま課程の修了を目指す者
- (b) 入学時点で、官公庁・会社・法律事務所等において、専攻を希望する研究領域に関連する2年以上の実務経験を有する者
- (c) 入学時に官公庁・会社・法律事務所等に30年以上在職経験のある者

（ハ） 留学生特別選抜

上記（イ）の(1)～(8)いずれかの出願資格を有し、かつ、次の(a)、(b)、(c)のすべてに該当する者は、留学生特別選抜に出願することができます。

- (a) 日本国籍を有しないこと。
- (b) 日本国内にある教育機関での在学年数が出願時点で合計7年以下であること。
- (c) 出願日から起算して5年以内に受験した以下に定める所定の能力試験の成績を証明する書類（又はそのコピー）を出願期間内に提出できること。（WEB上の成績確認画面を印刷したものは不可）
ただし、以下の所定の能力試験において、出願者の母語を選択することはできません。

なお、TOEFLのMyBest scoresは利用できません。また、TOEFL ITP® Plus for China、IELTS Indicatorも利用できません。

- ・英語 TOEFL iBT、TOEFL iBT® Special Home Edition、TOEFL PBT、TOEIC、又はIELTS (academic)
- ・ドイツ語 Zertifikat Deutsch telc 又は Goethe-Zertifikat
- ・フランス語 DELF-DALF 又は TCF

なお、上記基準を満たし留学生特別選抜を受験する者は、以下のいずれかの試験成績を満たしていることが望ましい。

- ・公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金の実施する日本語能力試験において1級又はN1を取得。
- ・独立行政法人日本学生支援機構の実施する日本留学試験の「日本語」で250点以上（又は「記述」を除いて220点以上）を取得。

（二）高度専門職特別選抜

上記（イ）の(1)～(8)いずれかの出願資格を有し、かつ、次の(a)、(b)の両方に該当する者は、事前の資格審査において受験資格が認められた場合に、高度専門職特別選抜に出願することができます。

- (a) 入学時点で、4年以上の高度専門職（法曹、官公庁実務経験者、士業者など）の実務経験があること。
- (b) 在職のまま課程の修了を目指すこと。

※高度専門職特別選抜に合格し入学した者は、本人が希望し指導教員が了承した場合、通学することなく、研究指導のみで修了することができます。また、同選抜により入学した者は、長期履修制度の利用を申請することができます。

（長期履修制度の概要）

- ・学生が、職業を有している等の事情により標準修業年限（博士後期課程3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度。
- ・標準修業年限分の授業料に相当する額を、長期履修期間に応じて分割納付。

<注意事項（全選抜共通）>

- ・全ての選抜の出願資格において、2023年3月31日までに学位を取得し、もしくは授与され、又は審査に合格する見込みであった者が、その期限までに学位を取得し、もしくは授与され、又は審査に合格することができなかったときは、入学資格が認められません。
- ・各選抜の併願はできません。

4. 入学資格事前審査

以下の①②のいずれかに該当する者は、出願前に個別の資格審査を行いますので、2022年12月2日（金）までに下記の書類を取り揃え、書留郵便で事前審査の申請を行ってください。なお、封筒の表に「法学研究科事前審査申請」と朱書きしてください。申請先については、本要項末尾の【問い合わせ先】を参照してください。

審査の結果は、本人あてにお知らせします。（2022年12月下旬の予定）

【対象者】

- ①「3. 出願資格」（イ）の(6)、(7)又は(8)の資格に基づいて**一般選抜又は社会人、留学生のいずれかの特別選抜**に出願しようとする者
- ②「3. 出願資格」（イ）の(1)～(8)の資格に基づいて**高度専門職特別選抜**に出願しようとする者

【提出書類】※期限を過ぎて提出された書類は受理できません。

※本研究科所定様式については、大阪大学法学研究科HP入試情報からダウンロードし、A4（又はレターサイズ）に印刷して提出してください。

- (1) 入学資格事前審査申請書（本研究科所定様式）
- (2) 最終学校の卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書
- (3) 最終学校の成績証明書
- (4) 最終学校の学則、カリキュラム及びシラバス又はこれらに相当するもの（「3. 出願資格」（イ）の(8)の適用を受けようとする者のみ）
- (5) 審査合格確認（証明）書類（「3. 出願資格」（イ）の(6)の適用を受けようとする者のみ）
出身大学長等が作成（署名）したもので、下記の内容が記載されたものを提出してください。

【様式例】□□大学としては、本学の学生である◇◇◇◇氏は、「（審査名称）」に合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有する者であることを確認しました。また、当該審査に関する以下の添付資料を同封します。

【添付資料の例】

- ・当該審査の合格の基準
- ・当該審査の合格と当該大学における修士の学位の授与要件の関係を示す資料
- ・当該審査に合格した者と当該大学に編入学した他の大学の修士の学位を有する者の当該大学における博士の学位を授与するプログラムにおける取扱いの関係を示す資料

当該審査に合格見込みである場合には、その旨を証する書類を提出してください。

- (6) 履歴書（職歴、研究歴等を含む。様式自由）
- (7) 在職期間証明書（「**3. 出願資格**」（イ）の（7）の適用を受けようとする者及び**高度専門職特別選抜**に出願しようとする者のみ。ただし、職歴を有する者は提出することができます。）
- (8) 修士論文、修士論文に相当する論文その他の自己の学力を示す論文等（様式自由）
ただし、2023年3月31日までに修士の学位もしくは専門職学位（又はこれらに相当する学位）を授与される見込みの者で、修士論文又はこれに相当する論文の提出が間に合わない場合は、出願時に提出してください。
- (9) 研究計画書（6,000字程度。法学研究科でどのような研究をしたいのか、すでに学んだ専門知識と法学・政治学の研究との関連性、将来計画等を記したもの。様式自由）
- (10) 実務経験報告書（本研究科所定様式）（高度専門職特別選抜に出願しようとする者のみ）
※高度専門職に関する免許状や資格証を所持している場合は、必ずその写しを添付してください。
- (11) 返信用封筒（長形3号封筒に切手720円分を貼付し、本人の宛先を明記したもの）

※外国の大学及び機関等の証明書等で、英語以外の外国語で書かれているものについては、その日本語訳及び説明書を添付してください。なお、提出された書類は返却しません。

5. 選抜方法

入学者の選抜は、学力検査により行います。

なお、本研究科博士前期課程研究者養成プログラムを修了する見込みの者で、修士論文及び最終試験の成績が優秀な出願者については、学力検査を免除します。（この場合でも、入学願書の提出が必要です）

（イ） 一般選抜学力検査

選抜は論文試験又は学科試験により行います。

- (1) 論文試験（この選抜方法は、修士の学位又はこれに相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者並びに本研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者を対象とします）
 - ① 論文評価（事前に提出された修士論文等について評価をします。「**3. 出願資格**」記載の資格を有している者で修士論文のないものについては、修士論文に代えてこれに相当する論文その他の自己の学力を示す論文等を用いるものとします）
 - ② 筆記試験
 - ・英語、ドイツ語、フランス語の3ヶ国語の科目のうちから1つを選択し、受験してください。（ただし、出願者の母語は選択できません）外国語科目の選択は出願時に届け出るものとし、それと異なる科目の受験は認めません。
 - ※本研究科とダブル・ディグリー・プログラムに関する協定を結んだ大学等の学生で、同プログラムに基づいて出願する者は、上記②の筆記試験について、以下に定めるとおり、所定の能力試験で一定水準以上の成績を出願時以前5年以内に収めた場合には、これをもって筆記試験受験に代えることができます。（ただし、TOEFLのMyBest scoresは利用できません。また、TOEFL ITP® Plus for China、IELTS Indicatorも利用できません。）
 - ・英語 TOEFL iBT及びTOEFL iBT® Special Home Edition 90点以上、TOEFL PBT 600点以上、TOEIC 800点以上、又はIELTS (academic) 6.5点以上
 - ・ドイツ語 Zertifikat Deutsch (telc Deutsch B1)以上、又は Goethe-Zertifikat B1 以上
 - ・フランス語 DELF-DALF B1 以上、又は TCF B1 以上
 - ③ 口述試験
上記①の論文及び研究計画書等に基づき、専門的能力について口述試験を行います。

- (2) 学科試験（この選抜方法は、専門職学位又はこれに相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者並びに本研究科において専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者を対象とします）

① 筆記試験

次の(a)に掲げる専門科目のうち、志望する専門研究分野の科目の中から2科目を選択し、受験してください。このうち1科目に限り、次の(b)に掲げる外国語科目をもって代えることができます。

（ただし、出願者の母語は選択できません）科目の選択は出願時に届け出るものとし、それと異なる科目の受験は認めません。

(a) 専門科目

基礎法学分野：法理学、法社会学、西洋法制史、ローマ法、中国法、法情報学

公法分野：憲法、行政法、税法、国際法、環境法

民刑事法分野：民法、商法、民事訴訟法、労働法、社会保障法、経済法、知的財産法、刑法、刑事訴訟法、国際私法

政治学分野：政治学、西洋政治思想史、国際政治学、行政学、政治過程論、日本政治史、比較政治学

(b) 外国語科目：英語、ドイツ語、フランス語

② 口述試験

研究計画書及びリサーチペーパー（提出されている場合）等に基づき、専門的能力について口述試験を行います。

※学科試験においては、研究計画書及び成績証明書等による書類選考によって、特に優秀と認められる者については、筆記試験を免除することがあります。

(ロ) 社会人特別選抜学力検査

修士論文又はこれに相当する論文、その他の自己の学力を示す論文や研究計画書等に基づき、専門的能力について口述試験を行います。

(ハ) 留学生特別選抜学力検査

修士論文又はこれに相当する論文、その他の自己の学力を示す論文や研究計画書、語学力を示す書類等に基づき、専門的能力について口述試験を行います。

(二) 高度専門職特別選抜学力検査

志望分野に関連する10,000字以上の論文又はリサーチペーパー、その他の自己の学力を示す論文や研究計画書等に基づき、専門的能力について口述試験を行います。

6. 試験期日及び場所

試験は、本研究科において実施します。外国語の筆記試験に限り、辞書の持ち込みを許可します。（専門科目の筆記試験において参考書、辞書等の持ち込みは、一切許可しません）なお、試験の時間割は、後日、受験票送付時にお知らせします。

- ・外国語の筆記試験に持ち込み可能な辞書は1冊のみとし、「母語→日本語」（韓日辞典、中日辞典等）または「受験する外国語→日本語」（英和辞典、独和辞典、仏和辞典）のいずれかに限ります。

※以下のような辞典・辞書等の使用は認めません。

- ・3つ（以上）の言語を掲載した辞典・辞書等
- ・「日本語→母語」（日韓辞典、日中辞典等）や和英辞典を併載した辞典・辞書等
- ・法律用語辞典または百科事典の機能を有する辞典・辞書等
- ・電子辞書
- ・書き込みのある辞典・辞書等

【筆記試験・口述試験】

2023年2月7日（火）・8日（水）

- ・筆記試験を欠席した場合には、口述試験を受けることができません。

7. 出願方法

【出願期間】 2022 年 12 月 5 日（月）から 2023 年 1 月 4 日（水）午後 5 時まで（必着）

- ・出願書類のうち、本研究科所定様式が指定されているものについては、大阪大学法学研究科 HP—入試情報からダウンロードしてください。
- ・出願書類（本研究科所定様式含む）については、発行元から交付された書類（証明書など）を除いて、A4（又はレターサイズ）にて提出してください。
- ・出願書類の受付は、郵送（書留）によるもののみとし、直接持参しても受理しません。
- ・出願期間後に到着したものは受理しませんので、郵便事情を十分考慮し、出願期間内に届くよう早めに郵送してください。
- ・封筒の表に「博士後期課程入学願書在中」と記載してください。
- ・出願先については、本要項末尾の【問い合わせ先】を参照してください。

8. 出願書類

出願書類等	提出該当者	注 意 事 項
① 入学願書 [本研究科所定様式]	全 員	所定の様式をダウンロードして、所要事項を記入し、両面印刷・A4（又はレターサイズ）にて提出してください。
② 卒業（見込）証明書又は修了（見込）証明書	全 員 （右欄記載の提出済の者を除く）	「4. 入学資格事前審査」の手続においてすでに提出済の者は、提出不要です。
③成績証明書	全 員 （右欄記載の提出済の者を除く）	「4. 入学資格事前審査」の手続においてすでに提出済の者は、提出不要です。
④学位授与（見込）証明書	外国の大学院を修了した者のみ	
⑤修士論文のコピー 【4部】	⑥、⑦の提出該当者以外の者	修士論文以外に研究業績があれば、そのコピー4部を併せて提出することができます。なお、提出した論文等は原則として返却しません。 日本語・英語以外の言語で作成された論文の場合は、論文のコピーを1部と日本語によるその全訳又は20,000字以上の要約を4部添付してください。
⑥修士論文に相当する論文その他の自己の学力を示す論文等のコピー【4部】	「3. 出願資格」記載の資格を有している者で、修士論文のない者（⑦の該当者を除く）	日本語・英語以外の言語で作成された論文の場合は、論文のコピーを1部と日本語によるその全訳又は20,000字以上の要約を4部添付してください。
⑦リサーチペーパーのコピー【4部】	専門職学位又はこれに相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者並びに本研究科において専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者	提出は任意。⑧研究計画書に加えて、法学・政治学に関するテーマについて研究したものがあれば、これを提出することができます。

⑧研究計画書【4部】 (様式自由)	全 員	6,000 字程度。法学研究科でどのような研究をしたいのか、すでに学んだ専門知識と法学・政治学の研究との関連性、将来計画等を記述してください。
⑨写真票・受験票 [本研究科所定様式]	全 員	所定の様式をダウンロードして、所要事項を記入し、上半身、無帽、無背景で3ヶ月以内に撮影した写真を貼付して、片面印刷・A4（又はレターサイズ）にて提出してください。
⑩受験許可書 (様式自由)	「3. 出願資格」(口) 社会人特別選抜(a) 及び(二) 高度専門職特別選抜による出願者	在職する官公庁・会社・法律事務所等の所属長により作成されたもの。 ※出願者が法律事務所等の代表者を務める場合は、職務上、受験に支障がない旨の理由書でも可とします。 なお、この取り扱いは⑪在職期間証明書においても同様とします。
⑪在職期間証明書 (様式自由)	「3. 出願資格」(口) 社会人特別選抜及び (二) 高度専門職特別選抜による出願者（右欄記載の提出済の者を除く）	所属長により作成され、在職期間が明記されたもの。 ※社員証等のコピーは不可とします。 「4. 入学資格事前審査」の手続においてすでに提出済の者は、提出不要です。 <u>（出願資格(口)の(b)で出願の場合には在職期間および職務内容が明記されたもの）</u>
⑫10,000字以上の論文 またはリサーチペーパー【4部】	「3. 出願資格」(二) 高度専門職特別選抜による出願者	志望分野に関連する10,000字以上の論文又はリサーチペーパーを提出してください。（実務的論文や修士論文でも可。また、公表・未公表は問いません） 日本語・英語以外の言語で作成された論文の場合は、論文のコピーを1部と日本語によるその全訳又は1,000字以上の要約を4部添付してください。 ただし、提出しようとする論文が、⑤～⑦の論文等と同一の場合には提出不要です。なお、⑤～⑦の論文等と異なる場合には追加で提出することができます。
⑬検定料収納証明書 (検定料30,000円) ※大規模災害により被災された方については本学が定める検定料免除特別措置の対象となる場合がありますので、大阪大学法学研究科HPをご確認ください。	全 員 (右欄において支払いを要しないとされる者を除く)	検定料納入システムにより納入してください。 【納入期間：2022年12月1日（木）～2023年1月4日（水）】 大阪大学法学研究科HP（ http://www.law.osaka-u.ac.jp/graduate/entrance/info.html ）に掲載されている「検定料納入システムによる検定料の納入手続について」を参照し、 <u>検定料を納入後、「検定料収納証明書」を印刷のうえ、提出してください。</u> <u>※本学大学院の博士前期（修士）課程又は法科大学院を2023年3月に修了する見込みの者、2023年4月以降に国費外国人留学生として在籍する者及びダブル・ディグリー・プログラムに基づいて出願する者は、検定料の支払いを要しません。ただし、2023年4月以降に国費留学生として在籍する者は「国費外国人留学生証明書」を提出してください。</u>

⑭返信用封筒 2 通（受験票送付用及び可否通知用）【 発送票:本研究所定様式 】	全 員	角形2号の封筒2通を準備し、それぞれ切手及び発送票（本研究所定様式をダウンロード）を貼付し、宛先を明記のうえ、提出してください。
⑮「住民票の写し」	外国人留学生のうち、現に日本国に在住している者（ただし、法務大臣が日本での永住を認めた者は除く）	市区町村長発行の在留資格及び在留期間が明記された「住民票の写し」を提出してください。 ※出願者以外の世帯員については、証明不要です。 ※「住民票の写し」は、 <u>コピーではなく、市区町村窓口で交付された原本を提出してください。</u>
⑯語学力・資格等の証明書(又はそのコピー)	該 当 者	提出は任意。語学力を証明する試験等のスコア、例えばTOEFLやTOEICの結果、あるいは入学者選抜に際し考慮してほしいと考える資格等があれば、願書の所定欄に記入の上、それを証明する書類（又はそのコピー）を提出してください。 ※ダブル・ディグリー・プログラムに基づいて出願しTOEFL等の成績をもって外国語の筆記試験に代えることを希望する者は、必ず、出願時以前5年以内に受けた試験の成績証明書（又はそのコピー）を提出してください。
⑰語学力を示す証明書（又はそのコピー）	「3. 出願資格」 (ハ) 留学生特別選抜 による出願者	提出は必須。出願日から5年以内に受験した所定の能力試験の成績を証明する書類（又はそのコピー）を提出してください。（対象となる試験は 「3. 出願資格」 (ハ) 留学生特別選抜 を参照） ただし、受験した試験の実施機関が発行した書類に限ります。（WEB上の成績確認画面は不可） また、所定の能力試験において、出願者の母語を選択することはできません。

<出願に関する注意事項>

- ・ 証明書類は、コピーでもよいと明記されている場合を除き、必ず原本を提出してください。
- ・ 外国の大学及び機関等の証明書等で、英語以外の外国語で書かれているものについては、その日本語訳及び説明書を添付してください。
- ・ 提出する証明書等に記された氏名が出願時の氏名と異なる場合は、それを証明する資料を添付してください。
- ・ 出願期間を過ぎて書類を提出することはできません。出願期間内に提出が可能な書類を有効とします。ただし、2023年3月31日までに修士の学位もしくは専門職学位（又はこれらに相当する学位）を授与される見込みの者で、⑤～⑦及び⑫に該当する論文の提出が出願に間に合わない場合は、この書類のみ受理しますので、2023年1月10日(火)までに（必着）、封筒の表に「博士後期課程出願書類（論文） 在中」と明記して書留で郵送してください。

9. 合格発表

2023年3月7日(火)午後1時に、本研究所において合格発表を行うとともに、可否通知書を発送します。
なお、電話やメールによる問い合わせには一切応じません。

10. 入学手続等

入学手続等に関する説明書は、合格通知書とともに発送します。

納入金 入学科 282,000円（支払い時期は2023年3月の入学手続時の予定。本学大学院の博士前期（修士）課程又は法科大学院の課程を2023年3月に修了する見込みの者は支払い不要です）

授業料 前期分 267,900円（年額535,800円：前期・後期の2期に分けて納入）
（支払い時期は入学後）

*入学科、授業料の金額については、変更することがあります。

*在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

11. 個人情報の取扱い

- (1) 出願時に提出された氏名、住所、その他の個人情報については、入学者選抜（出願処理、選抜試験実施）、合格発表及び入学手続等の入試業務を行うために利用します。
なお、入学者については、教務（学籍管理、修学指導等）、学生支援（健康管理、授業料免除、奨学援助支援、就職支援等）及び授業料収納に関する業務を行うためにも利用します。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入試結果の集計・分析及び入学者選抜方法の調査・研究のために利用します。
- (3) 上記の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の業者に委託する場合があります。
この場合、外部の業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだ上で、当該業者に対して、提出された個人情報の全部又は一部を提供します。

12. 注意事項

- (1) 募集要項及び出願書類（本研究科所定様式）については、法学研究科 HP—入試情報からダウンロードしてください。窓口配付や郵送はしておりません。
- (2) 出願受付後は、出願書類の記載事項の変更や検定料の払い戻し等はできません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 必要に応じて補足書類の提出を求める場合があります。
- (5) 受験票は、2023年2月初旬に発送します。筆記試験免除該当者には免除通知をともに発送します。
なお、同年2月3日（金）を過ぎても受験票が到着しないときは、末尾の【問い合わせ先】に確認してください。
- (6) 官公庁、会社等に在職中の者で入学手続時までに所属長の就学許可書（様式自由）が得られない場合は、入学を許可しないことがあります。
- (7) 受験のための宿泊施設等のあっせんは行いません。
- (8) 入学願書の履歴、入学資格等につき虚偽の記載をした者、証明書等の偽造、改ざんをした者、その他入学者選抜の過程において不正を行った者は、入学決定後であっても原則として入学の許可を取り消すものとしします。
- (9) 障がい等のある者で、受験及び修学に際して特別な配慮を必要とする者は、出願に先立ち2022年12月2日（金）までに本研究科に相談してください。
- (10) 既納の検定料は次の場合を除き返還しません。
 - ① 出願したが受験資格がなかった場合
 - ② 出願書類受理期限後に出願書類が本研究科に到着した場合
 - ③ 出願書類に不備があり、受理されなかった場合
 - ④ 検定料を払い込んだが、出願書類を提出しなかった場合
 - ⑤ 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

なお、④、⑤の場合は、検定料の返還請求を行ってください。〔(11)参照〕
- (11) 検定料返還請求の方法
検定料返還を希望する者は、末尾の【問い合わせ先】にお問い合わせください。

(12) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、入試日程や試験内容に変更が生じる可能性があります。
その場合は、本研究科 HP に事前に掲載しますので、必ず確認をしてください。
(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/graduate/entrance/info.html>)

2022年10月発行

【問い合わせ先】

大阪大学大学院法学研究科

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1番6号

TEL (06) 6850-5145 (直通)

MAIL hokyoumu@law.osaka-u.ac.jp

URL <http://www.law.osaka-u.ac.jp/>

[電 車] 阪急電鉄宝塚線石橋阪大前駅下車 南東へ徒歩約20分

[モノレール] 大阪モノレール柴原阪大前駅下車 北西へ徒歩約10分